

期間限定 マイカーローン

商品概要説明書

ご利用いただける方	次の条件をいずれも満たしている方 ① 申込時年齢が満18歳以上で完済時年齢76歳未満の方 ② 安定・継続した収入の見込める方（就職内定者を含む） ③ 高山市・飛騨市・大野郡白川村に居住、または勤務している方 ④ 借換の場合は、直近6ヶ月以内に延滞が無い方 ⑤ 全国しんくみ保証株式会社の保証を受けられる方 （再保証 株式会社オリエントコーポレーション）
ご融資金の使途	① 車両（自動二輪を含む新車、中古車）の購入資金 ② 上記車両の修理、車検費用および用品購入資金 ③ 運転免許証取得資金 ④ 他金融機関のマイカー購入資金に関するローンの借換資金 （但し、事業用、営業用車両および個人間売買の関連資金は対象外）
ご融資形式	証書貸付（利息後払い）
ご融資金額	10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※但し、借換の場合は残高決済資金の範囲内とする。
ご融資期間	10年以内（元金据置期間を含む）
ご返済方法	元利均等返済または元利均等ボーナス併用返済 初回返済時から最長6ヶ月の元金据置可（借換の場合は元金据置は不可となります）
ご返済日	任意の日をご指定いただけます。
ご返済口座	ご本人名義の口座をご指定していただきます。
ご融資利率	《変動金利型（短プラ連動）》（保証料を含みます） 保証会社の審査結果により次のいずれかの3段階の金利となります。 ①年 1.65% ②年 2.00% ③年 2.30% 2019年4月1日現在 基準金利1.725% ○当組合の短期プライムレートの変更に伴って自動的にその変動幅と同幅で借入利率が引上げまたは引下げられます。 ○変更後の利率は、基準利率変更日以降最初に到来する約定返済日（据置期間中は利息支払日）の翌日より適用します。但し、半年ごとの増額返済を併用している場合は、毎月返済部分の返済日の翌日より分ち計算します。 ○利率・元利金返済額が変更された場合、当組合は借主に対して原則として変更後第1回返済日以前に、変更後の利率・元利金返済額を文書により通知します。 ○基準利率の取扱いが廃止される等金融情勢の変化、その他相当事由が発生した場合には、組合は基準利率の対象を一般に行われる程度のものに変更することができるものとし、変更後初回における変動幅は組合が相当と認める方法によるものとします。以後、新基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。 ○契約期間中に固定金利への変更はできません。
遅延損害金	年14.60%
担保	不要
連帯保証人	原則不要 全国しんくみ保証株式会社の保証を利用していただきます。 ※ただし、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となる場合があります。尚、対象顧客が20歳未満の場合は、親権者1名が連帯保証人となる必要があります。

お申込時にご用意していただくもの	<p>① 本人確認資料 ※ 融資申込時点で有効期限内のものに限ります。 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等、公的機関発行の顔写真付本人確認資料の写しいずれか1点</p> <p>② 所得証明書類 ※ 融資金額501万円以上の場合は必要です。 ○給与所得者・・・源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書の写しいずれか1点が必要となります。 ○法人役員・自営業者・・・公的所得証明書に限ります。 ※ 所得証明書は直近のものをご用意ください。 申込金額500万円以下の場合でも当組合及び保証会社が必要と認めた場合は所得証明書をご用意いただく場合がございます。</p> <p>③ 見積書・売買契約書等の写し 尚、借換の場合は、借入先、資金使途、直近6ヶ月以内の正常返済を証明できるもの（返済予定表・返済用預金口座通帳、残高証明書等） その他、保証会社が認めた場合は保証会社が指定した書類</p>
返済条件変更に係る手数料	<p>融資条件変更手数料 10,000円（税抜） 全額繰上償還手数料 3,000円（税抜） 融資実行日から4ヶ月以内の繰上償還、又は当初借入額が40万円以下は無料とします。</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）</p>

230008 230009 230010

2019年4月1日現在

- * 審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- * 詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。
- * 金利・ご返済額の試算は窓口にご相談ください。また、ホームページでも返済額の試算ができます。

